

## さいたま市監査委員告示第18号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年1月10日付けさいたま市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和6年5月2日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	三	神	尊	志
同	高	子		景

## 指摘事項等措置報告書

下水道事業会計

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 契約事務 図面用印刷機等の賃貸借及び保守契約に係る文書管理において、契約に係る支出負担行為伺書の所在が確認できなかったため、適正な事務処理を行うべきである。 【南部建設事務所 下水道建設課】</p> <p>2 資産管理事務 固定資産（オートレベル、硫化水素測定器）の管理において、決裁を受けずに廃棄し、また廃棄後の報告をしていなかったため、さいたま市下水道事業財務規則第41条第1項及び第42条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【下水道維持管理課】</p>	<p>1 契約事務 書類をファイリングフォルダーから取り出す際及び、戻す際には他の職員へ声がけをして複数人での確認をするようにしました。 今後は適正な事務処理を行ってまいります。 【南部建設事務所 下水道建設課】</p> <p>2 資産管理事務 当該の固定資産管理において、さいたま市下水道事業財務規則第41条第1項及び第42条に基づき、廃棄後の報告を行いました。今後は複数人で、物品現状調査を行い、適正な事務処理を行ってまいります。 【下水道維持管理課】</p>